

山梨県公報

第二千四百四号

平成二十六年

四月三日

木曜日

目次

告示

○河川区域の指定……………二二三

○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………二二三

公告

○公共測量の終了(二件)……………二二四

告示

山梨県告示第二百二十四号

富士川水系に係る指定区間の一級河川開持川について、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部治水課及び峡南建設事務所(身延河川砂防管理課を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月三日

山梨県知事 横内正明

次の図面(第一号図から第四号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

山梨県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月三日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称

山梨市

二 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年六月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十七号、昭和五十八年山梨県告示第四百十九号、昭和六十三年山梨県告示第八十九号、平成三年山梨県告示第五百三十五号、平成五年山梨県告示第三百四十六号、平成七年山梨県告示第二百六十二号、平成八年山梨県告示第四百八十七号、平成十二年山梨県告示第二百三十一号、平成十三年山梨県告示第四百五十六号、平成十九年山梨県告示第四百十号及び平成十九年山梨県告示第二百九十六号の事業地に、山梨市落合字塚田、一町田中字宮腰、字深田及び字小沢、下栗原字宮後、上栗原字西町、字中町及び字西田、七日市場字地藏原、字向田及び字明神、下井尻字宮之西、字中沢及び字中沢西並びに上石森字前田、三ヶ所字浅間、字豊後、字吉原及び字田神の各一部を加え、同市落合字堀之内、字堂城、字花桜、字市道及び字半座池、正徳寺字三宮寺、字卒土原、字欠之下及び字京塚、一町田中字下河原、字前田、字西田、字梨ノ木及び字三枚田、歌田字金桜、下栗原字裏町及び字上町、小原東字柳原、字東二本木、字今田及び字薬師前、小原西字宮久保及び字立石、七日市場字高芝原、字稲荷窪道上、字上木戸、字金山、字権現窪及び字赤髭、下井尻字宮東、字随田、字中沢大堰下及び字天神原、万力字瀧の前、字大川原、字神ノ木、字若宮、字本組及び字唐土宮、上石森字上手原、字吉原、字天神原及び字西田、鴨居寺字吉原道上、字鍛冶屋久瀬、字吉原道下、字榎木及び字野田原、三ヶ所字野田、字榎田及び字原において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月三日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称

甲州市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
峡東都市計画下水道事業甲州市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十四年六月十一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第二百六号、昭和五十九年山梨県告示第三十五号、昭和六十三年山梨県告示第九十号、平成元年山梨県告示第四十五号、平成三年山梨県告示第五百四十九号、平成四年山梨県告示第三百二十二号、平成七年山梨県告示第二百六十三号、平成八年山梨県告示第四百二十七号、平成九年山梨県告示第二百六十三号、平成十一年山梨県告示第四百二十六号、平成十四年山梨県告示第四百二十二号、平成十五年山梨県告示第二百四十二号及び平成十九年山梨県告示第三百三十七号の事業地に、甲州市大字塩山藤木字三本木、大字塩山小屋敷字平屋敷、大字勝沼町等々力字天神道上、字天神道北、字天神道南及び字北境田、大字勝沼町山字北田中及び字上河原並びに大字勝沼町藤井字柿木平及び字三口神平の各一部を加え、同市大字塩山小屋敷字神明及び字天神、大字塩山三日市場字屋敷添及び字東林、大字塩山上井尻字仲村、字天神原及び字横溝、大字塩山赤尾字茶白石、字川除下及び字坂下、大字勝沼町等々力字粕食、字大久保及び字久保田、大字勝沼町勝沼字上天神及び字内匠屋、大字勝沼町下岩崎字竹之後、大字勝沼町上岩崎字一丁田、大字勝沼町山字南田中及び字大塚、大字勝沼町藤井字松本及び字釈迦堂において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月十一日付けで都留市から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（デジタル撮影 一万分の一）
 - 二 作業期間 平成二十五年十月八日から平成二十六年三月四日まで
 - 三 作業地域 都留市全域

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月二十六日付けで中央市から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月十八日まで
- 三 作業地域 中央市全域